令和2年3月30日

教育委員会第3回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第3回定例会記録

令和2年3月30日(月曜日) ◇開会年月日 午後 1時30分開会

> 午後 3時30分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

委 員 (教育長職務代理者) 教 長 境 直彦 君 冏 邦 君 育 部 英 多貴子 委 員 今 井 君 委 員 遠 藤 俊 子 君

委 員 杉 山昌行 君

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 及川伸一君 事務局次長 佐 藤 由美君

事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当) 稲 井 浩 君 樹

学校教育課長 Ш 知 君 田 宏

学校管理課長 今 野 順 子 君

複合文化施設開設準備室長 千 葉 正 喜 君

桃生公民館長 君 今 野

教育総務課長 石 井 透 公 君

学 校推 進 佐 藤 勝 君 治

生涯学習課長 安 倍 秀 君

体育振興課長 Ш 儀 幸 君 石

副 参 (学区再 担 当

遠 明 君 藤 敏

◇書 記

> 教 育 総 務 課 長 補 星 憲 君 佐

教育総務 課 麻里子 浦 君 教育総務課主 熱 照 海 郎 君

◇付議事件

一般事務報告

- 教育長報告
- ・石巻市特定事業主行動計画について

報告事項

報告第4号 専決処分の報告について

専決第6号 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示

審議事項

- 第 5 号議案 石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
- 第 6号議案 石巻市学校運営協議会規則
- 第 7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 8 号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改 正する規則
- 第 9 号議案 石巻市特別支援教育共同実習所管理規則の一部を改正する規則
- 第10号議案 石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則
- 第11号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令
- 第12号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令
- 第13号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令
- 第14号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程等の一部を改正する等の訓令
- 第15号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱等の一部を改正 する告示
- 第16号議案 石巻トレーニングセンター管理要綱の一部を改正する告示
- 第17号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会設置要綱を廃止する 訓令
- 第18号議案 石巻市防災教育副読本編集委員会設置要綱を廃止する訓令
- 第19号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令
- 第20号議案 石巻市学力向上推進委員会設置要綱を廃止する告示
- 第21号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示
- 第22号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて
- 第23号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱を解くことについて

第24号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係規則の整備に関する規則 ※追加 議案

第25号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令 ※追加 議案

その他

午後 1時30分開会

○教育長(境 直彦君) それでは、ただいまより令和2年第3回定例会を開会いたします。 本日の会議ですが、欠席委員はおりません。

会議録署名委員の指名

○教育長(境 直彦君) それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、今井委員にお願いします。

よろしくお願いします。

教育長報告

〇教育長(境 直彦君) それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項の専決処分の報告が1件、審議事項が19件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

始めに、私から報告を申し上げます。

私から年度末に向けて各学校の状況、石巻市議会第1回定例会、市立桜坂高等学校入学者選抜状況について報告いたします。

始めに、新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業中であります小中高等学校の状況を 報告します。

桜坂高等学校は、1日に規模を縮小して卒業式を実施し、委員の皆さんにも出席していただきました。中学校は6日に8校、7日に11校が、小学校は17日と22日に1校ずつ、19日に31校が規模を縮小して実施しました。退職を迎えた校長先生の学校に委員の皆様には出席いただきましてありがとうございました。

修了式は24日に行い、学年末休業期間に入っております。また、24日に開催された市の対策本部会議で学校再開に向けた協議を行い、学年末、学年始め休業日が明けた4月8日から新学期を迎えることとしました。

文部科学省からのガイドラインに沿って感染症予防対策を行い、進めてまいりたいと思って おります。詳しくは最後に御報告申し上げます。

さて、4月1日付け人事異動は、25日に発表がありました。新年度は辞令交付式が1日に県

の各関係公舎で、市関係では関係職員の辞令交付式が1日に、新任教職員の初任者着任式を2 日に、新任校長、教頭等研修会を3日に実施する予定でございます。

入学式は、桜坂高校は8日午後、小学校は8日が6校、9日が27校で、中学校は8日午後に全ての学校が行い、幼稚園は10日に行う予定です。幼稚園長、こども園長、小中高等学校校長会議は、北上こども園が加わり、全部で59校園となり、4月13日に第1回目を開催することになっております。

次に、2月13に開会しました市議会第1回定例会が3月17日に閉会いたしました。

始めに、教育委員の任命についてでございますが、3月17日に石巻市議会に市長より上程されました第96号議案 教育委員の任命に関して同意を求める議案についてが審議され、阿部邦英委員が原案のとおり承認されました。任期は、令和2年5月26日から令和6年5月25日までの4年間であります。

次に、令和2年度石巻市一般会計予算ですが、教育関係では、10款教育費の総額で162億 1,594万4,000円、前年比24億7,510万9,000円の減となっています。

内容は、教育総務費で学校施設整備保全計画策定業務委託料や社会教育体育施設適正配置及 び長寿命化計画策定事業費で増、教育指導奨励費でコミュニティスクールの推進事業、学力向 上マネジメント支援事業、学校図書館秘書の増員、桜坂高校の魅力ある学校づくり事業、共同 教育推進事業、小・中学校の老朽化対策事業などで増、社会教育施設費では文化施設整備事業 費で増となっております。

また、学校施設災害費では、雄勝公民館や公文化施設の災害復旧費での増となっています。次に、環境教育委員会での質疑内容は次のとおりです。

始めに、石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例では、門脇中学校と石巻中学校の統合 スケジュールについて質疑があり、統合は、令和3年4月を目標としている、昨年11月に統合 準備委員会と各専門部会を設置し統合に向けた調査、検討、協議を進めている。今後は、各行 事のスケジュールを決定し、来年3月の閉校式や引っ越しを行い、4月に統合する旨答弁しま した。

また、合同による部活動についての質疑があり、各種大会への参加は規定上今年度はできないが、交流活動として準備していく旨答弁しました。

さらに、閉校後の門脇中学校の校舎、体育館、校庭の利活用について質疑があり、現時点では未定であるが、校舎については石巻中学校の老朽化が進んでおり、改修工事を行う際の仮設校舎として代替活用するほか、校庭や体育館は部活動への使用を検討している旨、答弁しまし

た。

次に、令和2年度当初予算の審議に入り、スクールカウンセラー配置事業では、スクールカウンセラーの任用数について質疑があり、小中高合わせて36名である旨答弁しました。

次に、被災児童通学支援事業では、事業内容と利用児童数について質疑があり、事業内容は、 通学路の安全対策として湊小学校でのスクールバス運行と万石浦小の祝田地区のタクシー運行 であり、スクールバス利用者は42名、タクシー利用者は1名である旨答弁しております。

次に、桜坂高等学校の網戸設置の状況について質疑があり、エアコン未設置の普通教室に網戸設置を検討したが、特注品となり、費用が高額となるため今後検討していきたい旨答弁しました。また、費用がかさむのであれば、計画的な予算措置が必要ではないかと質疑があり、今後検討していく旨答弁しました。

なお、委員から意見が出され、高校のエアコン設置が国の補助金外とされていることから、 網戸設置対応が適当であるとの認識であり、今後の進捗状況について委員会に報告することが 要請されました。

次に、令和元年度補正予算の審議でありますが、皆様にお配りしています資料を御覧いただ きたいと思います。

令和元年度補正予算(第7号)の歳出にあります教育費の教育用及び教職員用コンピュータ 関係費の減額についての質疑があり、入札により予算に対する請負代金に差が生じていたので あるが、入札が不調になるなど契約締結が進まなかったことによるものである旨答弁しており ます。

あわせて、入札の状況及び契約について、履行状況に質疑があり、第1回目の入札を昨年6月20日に行い、落札した業者が株式会社SK2石巻営業所であったが、仕様書に見合った物品が入荷にならないことが判明したため、落札を取り消し中止とした。その後、第2回目の入札を当初と同様の仕様内容で9月に行うとしましたが、1社のみの入札参加となったため入札不調となりました。次に、第3回目の入札を一部仕様内容を変更し10月に行い、落札した業者は1回目と同じSK2石巻営業所であった。また、契約履行状況については、昨年10月31日に契約締結し、納入期限を本年2月28日としていたが、期限日までに教材ソフト等の付属物品の調達が間に合わず、納入未済となったため業者にその顛末の報告を指示したところである旨答弁しました。

さらに、契約不履行への対応について質疑があり、納入先の小学校は北上小と雄勝小であり、 夏休み中の納入見込みが立たなくなったため、総務部情報システム課に依頼し庁内の機材を代 替機として昨年の夏休み明けに配置し、事業に支障がないように対応してきた旨答弁しました。 本件予算について、委員から意見が出され、顛末及び予算の執行状況について書面により速や かに提出するよう要請があり、この別紙の日付にありますように、3月9日付で提出しており ます。

以上が環境教育委員会の質疑内容でございました。

次に、一般質問では、19名の議員から通告があり、2名が取下げになっております。教育関係では、8名で2日間にわたり質疑を行いました。

その内容は、確かな学力の育成についてということで、学力の状況、教育振興基本計画の概要について質問がありました。桃生球場の整備について、子育て支援について、陸上競技場の早期建設について、新型コロナウイルス感染防止対策について、休校措置後の授業時間の確保や子供の居場所について、給食の食材購入への対応について多くの質問がありました。

また、文化芸術振興の推進と実績についてということで、異議と役割が現状の目標及び実績、学校教育での位置付けと実績、人材活用の状況と育成について質問がありました。

それから、現在、国で進めております小中高等学校GIGAスクール構想についてという質問がございました。いずれにしても最終日には当初予算、補正とも原案のとおり可決しております。

以上、議会関係であります。

最後に、令和2年度石巻市立桜坂高等学校入学者選抜結果について、二次募集の結果を含めて報告いたします。

桜坂高等学校では、学励探求コースが120名の定員で70名、キャリア探求コースが80名の定員で65名となり、入学生は200名の定員で135名となり67.5%の充足率となります。各コースとも定員を下回りました。

以上でございます。

御質問等ありましたらお願いいたします。

(「ありません」との声あり)

石巻市特定事業主行動計画について

○教育長(境 直彦君) なければ、次の報告になります。

石巻市特定事業主行動計画についての報告を教育総務課長からお願いいたします。 教育総務課長。 ○教育総務課長(石井透公君) それでは、石巻市特定事業主行動計画について説明をさせていただきます。

別冊を御覧願います。

石巻市特定事業主行動計画は、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき策定が義務付けられた後、石巻市教育委員会におきましても特定事業主として職員が子育てと仕事の両立ができるような職場環境の実現を目指すため、平成17年度から策定しているものでありまして、本計画は、第4期目の計画期間として令和2年度から令和7年度までについて、これまでと同様に市長、市議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員及び農業委員会と共同で作成し令和2年4月1日から施行するものでございます。

それぞれの項目の詳細につきましては、本日は資料をお配りいただき説明は省略させていた だきたいと存じます。

なお、計画を推進するため、計画の実施状況を把握、点検した結果を踏まえ、その後の対策 や計画の見直しに反映させることとしており、また、前年度の取組状況は、ホームページでの 掲載等により公表することとしております。

以上です。

○教育長(境 直彦君) ただいまの報告に対しまして、御質問等はございませんか。 (「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

報告第4号 専決処分の報告について

専決第6号 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示

○教育長(境 直彦君) なければ、次に報告事項に入ります。

報告第4号 専決処分の報告についての専決第6号 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示についてを、体育振興課長から説明をお願いいたします。

体育振興課長。

〇体育振興課長(石川儀幸君) それでは、報告第4号 専決処分の報告についてのうち、専 決第6号 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示について御説明を申し上 げます。

本報告につきましては、学校体育施設開放事業を実施する上で、今月中に各事業団体から申請を受け付け、許可書を発行する処理が必要であり、教育委員会を開催する時間的余裕があり

ませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により3月 13日付けで専決処分を行いましたことから、同条第2項の規定により報告するものであります。

本件は、特定非営利活動法人石巻市体育協会が昨年7月8日付けで石巻市スポーツ協会に名称を変更したことから本要綱中の名称を改めるものであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の2ページ、あわせて表紙番号2、新旧対照表の1ページを御覧願います。

始めに、第3条及び様式第1号につきましては、石巻市体育協会を石巻市スポーツ協会に改めるものであります。

次に、様式第5号につきましては、許可の条件が本文中の規定と異なっていたため、内容を 統一するものであります。

次に、附則でありますが施行期日を令和2年3月13日とするものであります。 以上で報告を終わります。

○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対しまして質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

第5号議案 石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

○教育長(境 直彦君) なければ、次に審議事項に入ります。

第5号議案 石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則についてを議題 といたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、ただいま上程されました第5号議案 石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について御説明を申し上げます。

表紙番号1の3ページを御覧願います。

本案は、石巻市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることで、学校教育の水準の維持向上に資するよう、超過勤務命令に基づく業務以外の時間を含む在校等時間の上限時間及び 業務の量を適正に管理することなどを定めようとするものであります。

また、本案は、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正

により、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が令和2年1月17日に公示され、当該指針が求める方針を実効性のある形として規定するため、規則により定めるものでございます。

以下、条文に従いまして御説明を申し上げます。

始めに、第1条は本規則の趣旨を定めるものでございます。第2条は、教育職員が業務を行う時間について上限時間の原則を定めるものであります。第3条は、児童・生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間を定めるものでございます。第4条は、この規則に定めるもののほか必要な事項については教育長が別に定めることを規定するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんでしょうか。 (「はい」との声あり)
- ○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第5号議案 石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。 (「はい」との声あり)
- ○教育長(境 直彦君) 異議ありませんので、第5号議案については原案のとおり可決いたします。

第6号議案 石巻市学校運営協議会規則

○教育長(境 直彦君) 続いて、第6号議案 石巻市学校運営協議会規則についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

〇学校教育課長(川田知宏君) それでは、ただいま上程されました第6号議案 石巻市学校 運営協議会規則について御説明申し上げます。

表紙番号1の5ページから8ページを御覧いただきます。

本件は、子供たちを取り巻く環境や学校課題が複雑化、多様化している現在において、社会 総がかりで地域とともにある学校づくりを進めるために、学校運営協議会が設置された学校で あるコミュニティスクールを設置しようとするものでございます。 説明の都合上、以下協議会と略して説明いたします。

以下条文に従いまして御説明申し上げますが、第1条は、協議会の設置目的を地方教育行政 の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会について、必要な事項を定 めるものとすると定めたものでございます。

第2条は協議会の趣旨について、第3条は協議会の設置について、第4条は学校運営に関する基本的な方針の承認内容について、第5条は学校運営に関する意見の申出内容について規定したものでございます。第6条は学校運営関係等に関する評価について、第7条は住民参画の促進等のための情報促進について定めたものでございます。第8条は委員の定数を15人以内とし、その委嘱または任命について規定したものでございます。第9条は守秘義務等について、第10条は委員の任期を1年と規定したものでございます。第11条は報酬について、第12条は会長及び副会長の選任と任務について、第13条は会議について、第14条は会議の公開について、第15条は研修について、第16条は協議会の適正な運営を確保するために必要な措置について、第17条は委員の解嘱等について規定したものでございます。第18条は運営に必要な事項等について、第19条はこの規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることを規定したものでございます。

次に附則でございますが、附則第1項は施行期日を令和2年4月1日とするものです。附則第2項は、最初に招集すべき会議は、第13条第1項の規定に関わらず対象学校の校長が招集するものとしたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんか。
 今井委員。
- **〇委員(今井多貴子君)** 第8条のところの、(1)の保護者というのは、これはPTA会長とかという方々の選任になるのでしょうか。
- 〇教育長(境 直彦君) 学校教育課長。
- **○学校教育課長(川田知宏君)** 各学校のほうといいますか、委嘱する形になりますが、PT A会長を含む保護者という形で考えております。
- 〇委員(今井多貴子君) 分かりました。
- ○委員(遠藤俊子君) 同じように3番の方もよろしいでしょうか。例えば。
- ○教育長(境 直彦君) (3)は例えばどういう方ですか。
- **〇委員(遠藤俊子君)** 例えばどういう方というようなことはありますか。

- 〇教育長(境 直彦君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(川田知宏君)** これまでの場合ですと、地域に学校評議員という方がいらっしゃいましたが、地域に関わっている方で学校に積極的に関わっていただいている方や地域をよく知っていらっしゃる方と捉えております。
- ○教育長(境 直彦君) これが出来上がると学校評議員がなくなると。令和2年度の実施予 定校は。
- ○学校教育課長(川田知宏君) 小学校1校、中学校1校で、貞山小学校、それから青葉中学校の1校ずつを令和2年度からコミュニティスクール設置としております。
- 〇教育長(境 直彦君) 令和3年は。
- **○学校教育課長(川田知宏君)** 令和3年度は、この8校を令和2年度中にモデル校と指定しまして、令和3年度から令和2年度の2校を含めて10校という形で順次令和6年度に統廃合も踏まえてになりますけれども、全ての学校にコミュニティスクールを設置という方向で進める予定でございます。
- 〇教育長(境 直彦君)
 そのほかございませんでしょうか。

 よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第6号議案 石巻市学校運営協議会規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第6号議案については原案のとおり可決いたします。

- 第7号議案 石巻市教育委員会組織等に関する規則の一部を改正する規則
- 第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正 する規則
- 第13号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

○教育長(境 直彦君) 続いて、第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第13号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますが、よろしいでしょ

うか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、第7号議案、第8号議案及び第13号議案については一括して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、ただいま一括上程されました3議案について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、北上小学校が北上にっこり地区拠点に移転新築となること、それから総合運動公園に指定管理者制度を導入することで総合運動公園管理事務所が廃止となること、それから、旧湊第二小学校跡地を整備し、公の施設として開設する湊地区コミュニティ広場の管理が教育委員会事務局長の補助執行事務となること、それから、公民館分館長の規定が公民館分館の廃止により不要となったこと、それから、門脇中学校が石巻中学校と統合することで閉校となることに伴う改正と合わせまして文言の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容について順番に御説明を申し上げます。

始めに、第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の6ページから9ページを御覧願います。

始めに、第21条第2号小学校の名称及び位置を定める表中、北上小学校の位置を「北上町長尾字松崎1番地」から「北上町十三浜字小田93番地4」に改め、同条第3号中学校の名称及び位置を定める表中、門脇中学校の規定を削り、公民館分館長について規定する第40条を削り、別表第3中、体育振興課が所管である法執行事務について、総合運動公園管理事務所及び河北追波川河川運動公園の河北の文字を削り、「湊地区コミュニティ広場に関すること」を加えるよう改めるものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとし、ただし、門脇中学校に 関する改正規定は令和3年4月1日からとするものでございます。

次に、第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたしますので、表紙番号1の11ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の10ページから11ページを御覧願います。

始めに、別表中、石巻中学校の通学区域に門脇中学校の通学区域を加え、門脇中学校の規定

を削るものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和3年4月1日からとするものであります。

次に、第13号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について御説明いたしますので、表紙番号1の22ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の33ページかから34ページを御覧願います。

始めに、用語の定義をする第2条第2号「、総合運動公園管理事務所」を削り、文書主任を 定める第5条第2項の表中、総合運動公園管理事務所の項を削り、第8条第6項中「前項」を 「第4項」に改め、文書の記号及び番号を定める別表中、門脇中学校及び総合運動公園管理事 務所の項を削るものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとし、ただし門脇中学校に関する改正規定は令和3年4月1日からとするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして質疑等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第7号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則、第8号議案 石巻市立小学校及び石巻市立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則及び第13号議案 石巻市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第7号議案、第8号議案及び第13号議案については原案のとおり可決いたします。

第9号議案 石巻市特別支援教育共同実習所管理規則の一部を改正する規則 第11号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令 第15号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱等の一部を改正 する告示

○教育長(境 直彦君) 続いて、第9号議案 石巻市特別支援教育共同実習所管理規則の一

部を改正する規則、第11号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する 訓令及び第15号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱等の一部を改正 する告示については、関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがよろしい でしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) それでは、第9号議案、第11号議案、第15号議案については一括 して審議いたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、ただいま一括上程されました3議案について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、現在要綱などで設置している会議が合議体として意思決定し、 答申、提言等を行うといった地方自治法上条例設置を必要とする附属機関ではなく、構成員から参考意見を聴取し意見交換をする場として設置する会議であることを明確にするため、その 設置規程について実態に即したより適切な内容に改めますとともに、文言の整理等を行うもの でございます。

それでは、改正内容について順番に御説明を申し上げます。

始めに、第9号議案 石巻市特別支援教育共同実習所管理規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、あわせて表紙番号2、規則等新旧対照表の12ページから13ページを御覧願います。

第3条から第6条までの規定で定める運営協議会について、附属機関ではない会議に協議会の名称を用いないものとされましたことから、会議の名称を石巻市特別支援教育共同実習所協議会から石巻市特別支援教育共同実習所会議に改め、「組織」の見出しを「構成員」に改め、開催に際しては、構成員への委嘱状の交付はせず、一般文書により出席を依頼するものとされましたことから、委嘱に関係する規定を削るよう改めるものでございます。

また、会議の進行を担う者の名称については、会長を座長に改め、会議を招集する者を会長から教育長に改め、その他これらの改正に関連する文言の整理等を行うものでございます。

附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

次に、第11号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令について御説明いたしますので、表紙番号1の14ページから20ページ、あわせて表紙番号2、規則

等新旧対照表の15ページから29ページを御覧願います。

第1条の石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱の一部改正、15ページの7行目の第2条石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会設置要綱の一部改正、それから、16ページの9行目の第3条の石巻市視聴覚センター運営委員会設置要綱の一部改正、それから、17ページの5行目、第4条の石巻市立小中学校連携推進委員会設置要綱の一部改正、同じく17ページの下から9行目、第5条の石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会設置要綱の一部改正、それから、18ページの中ほどの第6条の石巻市学校防災推進会議設置要綱の一部改正につきましては、それぞれの会が事務を所掌する機関ではないことから、「所掌事項」の見出しを「意見を求める事項」等に改め、「組織」の見出しを「構成員」に改め、委嘱に関連する規定を削り、「会長」、「副会長」又は「委員長」、「副委員長」の名称を「座長」及び「副座長」に改め、会議の招集者を「教育長」に改め、その他文言の整理等を行うものでございます。

また、第2条の「石巻市特別支援教育コーディネーター連絡協議会」及び第5条の「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会」は、会議の名称をそれぞれ「石巻市特別支援教育コーディネーター連絡会議」、「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応会議」に改めるものでございます。

次に、19ページの中ほどからやや下のほうにあります第7条、石巻市情報教育推進委員会設置要綱の一部改正及び、同じく19ページの下から3行目の第8条、石巻市立小中学校事務共同 実施推進協議会運営要綱の一部改正につきましては、会議の出席者及び運営内容が附属機関、 懇談会等のいずれにも該当しないことが明確でありますことから、委嘱状の交付を行わないこととする改正及び文言の整理のみを行うものでございます。

附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

次に、第15号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示について御説明いたしますので、表紙番号1の24ページから26ページ、あわせまして表紙番号2、規則等新旧対照表の37ページから42ページを御覧願います。

第1条の国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱の一部改正、それから、24ページの下から7行目の第2条、石巻市生徒指導問題対策協議会設置要綱の一部改正、それから、25ページの下から13行目第3条の石巻市コミュニティ・スクール検討推進委員会設置要綱の一部改正につきましては、ただいま御説明いたしました規則及び訓令の一部改正と同様に改正するものでございます。

なお、第2条の「石巻市生徒指導問題対策協議会」は、会議の名称を「石巻市生徒指導問題

対策会議」に改めるものであります。

附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。 以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんか。
- ○委員(遠藤俊子君) すみません、1つだけ。

協議会が、結局、違いがあるために一部改正をするということなんですが、そのもう一度ゆっくりと言っていただけますか。違いが分かるようにお願いいたします。

○教育総務課長(石井透公君) 今回の改正につきましては、現在は要綱等で設置されている会議ですが、それが合議体として一つの意思決定をしたりとか、例えば教育委員会に対して答申ですとか提言を行うという会議につきましては、地方自治法上これは条例で設置しなければならないとなっていますが、現在は要綱等で設置しているものが多いということで、それを明確に区分するために、そういった文言の改めですとか会議の名称ですとかそういったものを変更するというところでございます。

いろいろな要綱等で定めていますが、例えば協議会といった名称を使いますと、本来は条例で定めなければならないものであり、これを明確に区分するために名称ですとか文言を変えるといったところでございます。

以上でございます。

- **〇教育長(境 直彦君)** 逆に条例で定められている会議というのは、どういうものがありますか。
- ○教育総務課長(石井透公君) 例えば、教育委員会ではないのですが、各総合支所のまちづくり委員会というのは条例設置をし、提言、意思決定をしたりというのはありますけれども。
- **〇委員(遠藤俊子君)** 会議の中身が意見を求めるというような中身であれば、それは協議会ではあり得ないということですよね、法律的に。
- ○教育総務課長(石井透公君) そうですね、意見を聞くだけ。
- **〇委員(遠藤俊子君)** 聞くだけで、はい。でも、どちらか分からずにいろいろな何々協議会 というのに参加していたような気がします。今、初めて、ああと思っていますけれども。
- **〇教育総務課長(石井透公君)** 今回は教育委員会のみならず市長部局においてもこういった 要綱を改正するということです。

なお、市長部局については、要綱は市長の決裁で改正できるのですが、教育委員会につきま しては教育委員会の中で決めるということでございますので、今回上程させていただいたとい うことであります。

- ○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。
- 〇委員(遠藤俊子君) はい。
- 〇委員(今井多貴子君) よろしいですか。
- 〇教育長(境 直彦君) 今井委員。
- ○委員(今井多貴子君) 25ページの第3条の委員会は、次に掲げる者のうちから選任したものをもって構成するということで、(3)は「保護者の代表者」になっていますが、先ほど6ページの方で聞いたのですが、「保護者」とだけになっているのは、文言の違いに何か意図が何かあるのですか。
- **〇教育長(境 直彦君)** これは6ページの方が各学校単位、25ページの方が市全体という違いではないでしょうか。
- **〇委員(今井多貴子君)** 市全体、なるほど。
- ○教育長(境 直彦君) 「保護者の代表者」というのは、市PTA協議会など、そういう組織に依頼して出てきてもらうため「代表者」というような表記をしていると。市全体の中から、小中学校全て取りまとめた中から出てきていただいて、意見を求めるということ。6ページの方は、各学校単位で、貞山小学校であれば貞山小学校でつくる会議、保護者の誰でもその中から選びますよと。そういう意味であると思います。
- ○教育長(境 直彦君) 学校教育課長、それでよろしいですか。
- ○学校教育課長(川田知宏君) はい、そのとおりでございます。
- ○委員(今井多貴子君) よく分かりました。ありがとうございます。
- ○教育長(境 直彦君) よろしいですか。ほかにございませんか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) では、ないようでしたら、第9号議案 石巻市特別支援教育共同実習所管理規則の一部を改正する規則、第11号議案 石巻市特別支援教育推進委員会設置要綱等の一部を改正する訓令及び第15号議案 国指定名勝齋藤氏庭園保存整備計画策定委員会設置要綱等の一部を改正する告示については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第9号議案、第11号議案及び第15号議案 については原案のとおり可決いたします。

第10号議案 石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部を改正する規則

○教育長(境 直彦君) 次に、第10号議案 石巻市桃生スポーツ施設管理規則の一部を改正 する規則についてを議題といたします。

桃生公民館長から説明をお願いいたします。

桃生公民館長。

○桃生公民館長(今野 一君) それでは、第10号議案 石巻市桃生スポーツ施設管理規則の 一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案につきましては、高須賀地区児童プールを廃止するため、石巻市桃生スポーツ施設条例の一部改正について、令和2年石巻市議会第1回定例会において可決されたことに伴い、関係する規則を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の13ページ、あわせて表紙番号2の規則等新旧対照表の14ページを御覧願います。

始めに、第2条第1項の表から高須賀地区児童プールの項を削るとともに、同条第2項の休業日の規定のうち第1号の児童プールに係る部分を削るものであります。

次に、附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第15号議案 石巻市桃生スポーツ施設管理規則 の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第15号議案については原案のとおり可決いたします。

第12号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令

○教育長(境 直彦君) 続いて、第12号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部を改正する 訓令についてを議題といたします。 体育振興課長から説明をお願いします。

〇体育振興課長(石川儀幸君) それでは、ただいま上程されました第12号議案 石巻市教育 委員会決裁規程の一部を改正する訓令について御説明を申し上げます。

本案につきましては、本年4月から石巻市総合運動公園が指定管理者制度に移行すること、 湊地区コミュニティ広場の管理が復興政策部から教育委員会に補助執行されること並びに、桃 生植立山公園が既に指定管理者制度に移行していることから、本規程の一部を改めようとする ものであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の21ページ、あわせて表紙番号2、新旧対照表の31ページを御覧願います。

始めに、別表の体育振興課長の専決事項に湊地区コミュニティ広場の使用ほか及び使用料の 減免のほか、桃生植立山公園及び総合運動公園の管理に係る指定管理者からの報告を加えるも のであります。また、別表から総合運動公園管理事務所長の専決事項を削るとともに、桃生地 区施設管理者の専決事項から桃生植立山公園に係る規定を削るものであります。

次に、附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(発言する者なし)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第12号議案 石巻市教育委員会決裁規程の一部 を改正する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第12号議案については原案のとおり可決いたします。

第14号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程等の一部を改正する る等の訓令

○教育長(境 直彦君) 続いて、第14号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程等の一部を改正する等の訓令についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いします。

体育振興課長。

〇体育振興課長(石川儀幸君) それでは、ただいま上程されました第14号議案 石巻市教育 委員会職員の相互援助の実施に関する規程等の一部を改正する等の訓令について御説明を申し 上げます。

本案につきましては、本年4月から石巻市総合運動公園が指定管理者制度に移行することに 伴い総合運動公園管理事務所が廃止されることから、同事務所に関する規定を削除するもので あります。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の23ページ、あわせて表紙番号2の新旧対照表の35ページを御覧願います。

始めに、第1条は、石巻市教育委員会職員の相互援助の実施に関する規程の一部改正でありますが、第3条の相互援助を適用する組織の範囲から総合運動公園管理事務所を削るものであります。次に、第2条は石巻市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正でありますが、特別な勤務に従事する職員を規定している別表第1から総合運動公園管理事務所に勤務する職員の規定を削るものであります。次に、第3条は石巻市総合運動公園管理事務所設置規程の廃止でありますが、同規程は不要となるため廃止するものであります。

次に、附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。 以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第14号議案 石巻市教育委員会職員の相互援助 の実施に関する規程等の一部を改正する等の訓令については、原案のとおり決することとして よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第14号議案については原案のとおり可決いたします。

第16号議案 石巻トレーニングセンター管理要綱の一部を改正する告示

〇教育長(境 直彦君) 続いて、第16号議案 石巻トレーニングセンター管理要綱の一部を 改正する告示についてを議題といたします。

体育振興課長から説明をお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長(石川儀幸君) それでは、ただいま上程されました第16号議案 石巻トレーニングセンター管理要綱の一部を改正する告示について御説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月から石巻市総合運動公園が指定管理者制度に移行することに 伴い、本要綱に指定管理者が管理を行う場合の規定を加えようとするものであります。

それでは、内容について御説明いたしますので、表紙番号1の27ページ、あわせて、表紙番号2、新旧対照表の43ページを御覧願います。

第7条の次に第8条として指定管理者が管理を行う場合の読替規定を、第9条として様式の 特例の規定を加えるものであります。

次に、附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第16号議案 石巻トレーニングセンター管理要 綱の一部を改正する告示については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第16号議案については原案のとおり可決いたします。

第17号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令 〇教育長(境 直彦君) 次に、第17号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画策定検討委 員会設置要綱を廃止する訓令についてを議題といたします。

学区再編担当副参事から説明をお願いいたします。

学区再編担当副参事。

○学区再編担当副参事(遠藤敏明君) それでは、ただいま上程されました第17号議案 石巻 市立学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会設置要綱を廃止する訓令について御説明申し上 げますので、表紙番号1の28ページを御覧願います。

同委員会につきましては、石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定するに当たり、学校の 統廃合及び通学区域の再編に関する事項などを検討するために、平成23年度に設置しておりま したが、北上小学校移転新築工事完了により災害復旧整備計画に基づく小・中学校の整備が全 て完了し、委員会の役割を終えたことから、本要綱を廃止するものでございます。

附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第17号議案 石巻市立学校施設災害復旧整備計画策定検討委員会設置要綱を廃止する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第17号議案については原案のとおり可決いたします。

第18号議案 石巻市防災教育副読本編集委員会設置要綱を廃止する訓令

〇教育長(境 直彦君) 次に、第18号議案 石巻市防災教育副読本編集委員会設置要綱を廃 止する訓令についてを議題といたします。

学校安全推進課長から説明をお願いいたします。

学校安全推進課長。

〇学校安全推進課長(佐藤勝治君) それでは、ただいま上程されました第18号議案 石巻市 防災教育副読本編集委員会設置要綱を廃止する訓令について御説明をいたします。

表紙番号1の29ページを御覧ください。

本市では、平成24年から市独自の防災教育副読本を使用した授業を展開し、防災教育の実践 に取り組んでいるところでございます。副読本の編集に当たりましては、本市の実情に即した 内容を検討するため、防災教育副読本編集委員会を設置しておりましたが、現在は、学校防災 について専門的に取り組んでいる学校防災推進会議のワーキンググループで副読本の見直しや 活用の検討を行っており、今後も学校防災推進会議の意見を聞きながら副読本の編集に取り組 んでまいりますことから本要綱を廃止するものでございます。

なお、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第18号議案 石巻市防災教育副読本編集委員会 設置要綱を廃止する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第18号議案については原案のとおり可決いたします。

第19号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令

○教育長(境 直彦君) それでは、次に、第19号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁 内検討委員会設置要綱を廃止する訓令についてを議題といたします。

学区再編担当副参事から説明をお願いします。

学区再編担当副参事。

〇学区再編担当副参事(遠藤敏明君) それでは、ただいま上程されました第19号議案 石巻 市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令について御説明申し上げ ますので、表紙番号1の30ページを御覧願います。

当委員会につきましては、石巻市立小・中学校学区再編計画を策定するに当たり、必要事項 を調査及び検討するために平成26年度に設置しておりましたが、昨年11月同学区再編計画が 策定され、委員会の役割を終えたことから本要綱を廃止するものでございます。

附則でありますが、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第19号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画 庁内検討委員会設置要綱を廃止する訓令については、原案のとおり決することとしてよろしい でしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第19号議案については原案のとおり可決いたします。

第20号議案 石巻市学力向上推進委員会設置要綱を廃止する告示

〇教育長(境 直彦君) 次に、第20号議案 石巻市学力向上推進委員会設置要綱を廃止する 告示についてを議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

〇学校教育課長(川田知宏君) ただいま上程されました第20号議案 石巻市学力向上推進委員会設置要綱を廃止する告示について御説明申し上げます。

表紙番号1の31ページを御覧いただきます。

本設置要綱は、平成21年4月1日に石巻市学びのステップアップ事業の開始に伴い、制度が施行されたものであります。平成24年3月31日に石巻市学びのステップアップ事業が終了したことに伴い廃止するところでありましたが、廃止手続がなされていなかったことから、このたび廃止を行い、施行期日につきましては、附則で令和2年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- **〇教育長(境 直彦君)** ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。 杉山委員。
- **〇委員(杉山昌行君)** つまり学力向上に関して、ある程度効果が出て必要なくなったということなのですか。
- 〇教育長(境 直彦君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(川田知宏君)** 学びのステップアップ事業が3年間の事業だったのですが、

この後継としまして、石巻市子どもの未来づくり事業ということで、この推進委員会の名前も子どもの未来づくり推進委員会としまして位置付けられてございますので、学力向上は引き続き継続して行っているというところでございます。

- ○委員(杉山昌行君) 分かりました。
- ○教育長(境 直彦君) そのほかございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第20号議案 石巻市学力向上推進委員会設置要綱を廃止する告示については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第20号議案については原案のとおり可決いたします。

第21号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示

〇教育長(境 直彦君) 次に、第21号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱を 廃止する告示についてを議題といたします。

学校管理課長から説明をお願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長(今野順子君) それでは、ただいま上程されました第21号議案 北上小学校 建設基本構想検討委員会設置要綱を廃止する告示について御説明申し上げますので、表紙番号 1の32ページを御覧願います。

当委員会につきましては、北上小学校建設に関する基本構想及び基本計画の策定に当たり、 広く市民や専門家の意見を反映させるため平成26年度に設置しておりましたが、委員会の役割 を終えたことから、当委員会の設置要綱を廃止するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。 以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第21号議案 北上小学校建設基本構想検討委員 会設置要綱を廃止する告示については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第21号議案については原案のとおり可決いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) では休憩に入ります。

(休憩)

○教育長(境 直彦君) それでは、再開いたします。

第22号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて

○教育長(境 直彦君) 次に、第22号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解くことについて を議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(安倍秀一君) ただいま上程されました第22号議案 石巻市社会教育委員の 委嘱を解くことについて御説明申し上げますので、表紙番号1の33ページを御覧願います。

本案は、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで委嘱しております北上地区選出の武山 文衛委員により34ページのとおり令和2年2月25日付けで辞任届出がありましたことから、 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定に基づき議決を得 ようとするものでございます。

なお、解嘱日は令和2年3月31日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○教育長(境 直彦君) ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。
 - (「ありません」との声あり)
- ○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第22号議案 石巻市社会教育委員の委嘱を解く

ことについては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第22号議案については原案のとおり可決いたします。

第23号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱を解くことについて

〇教育長(境 直彦君) 次に、第23号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱を解くことについてを議題といたします。

生涯学習課長から説明をお願いします。

生涯学習課長。

〇生涯学習課長(安倍秀一君) ただいま上程されました第23号議案 石巻市文化財保護委員 の委嘱を解くことについて御説明申し上げますので、表紙番号1の35ページを御覧願います。

本案は、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで委嘱しております北上地区選出の武山 文衛委員に36ページのとおり令和2年2月25日付けで辞任届出の提出がありましたことから、 石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定に基づき議決を得 ようとするものでございます。

なお、解嘱日は令和2年3月31日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第23号議案 石巻市文化財保護委員の委嘱を解 くことについては、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、第23号議案については原案のとおり可決いたします。

日程追加について

○教育長(境 直彦君) それでは、ここで委員の皆様にお諮り申し上げます。

本日の議事日程に、会計年度任用職員制度移行に伴う関係規則の整備に関する規則及び会計

年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を追加して審議いただきたい旨、事務局から申出がありましたので、石巻市教育委員会会議規則第11条の規定に基づき議事日程に追加することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) 異議がありませんので、会計年度任用職員制度移行に伴う関係規則の整備に関する規則を第24号議案、会計年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を第25号議案として日程に追加いたします。

なお、第24号議案及び第25号議案は関連がありますので、一括議題として審議したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

第24号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係規則の整備に関する規則 第25号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

○教育長(境 直彦君) それでは、第24号議案及び第25号議案については、一括して審議をいたします。

教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、ただいま一括上程されました2議案について御説明を申し上げます。

本2議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されたことに伴い、従来は制度が不明確で各地方公共団体で任用根拠や身分、勤務条件等に関する取扱が異なっておりました非常勤職員の適正な任用及び統一的な取扱を図るため、令和2年4月1日から新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、教育委員会関係例規において所要の改正を行うものでございます。

始めに、第24号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係規則の整備に関する規則につきまして御説明申し上げますので、表紙番号3の1ページ、あわせまして、表紙番号4、規則等新旧対照表の1ページから2ページを御覧願います。

第1条、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正につきましては、教育 長の専決事項に会計年度任用職員の任免に関することを新たに規定するものでございます。

次に、第2条、石巻市立高等学校職員の人事評価に関する規則の一部改正につきましては、

人事評価の対象に会計年度任用職員及び臨時的任用職員を加え、当該職員につきましても、能力及び実績に基づく人事管理を行おうとするものでございます。

次に、第3条、社会教育指導員設置規則の廃止につきましては、現在、社会教育に関する直接指導、学習相談及び関係団体の育成等の指導、助言を行うため、非常勤特別職として社会教育指導員が任用されておりますが、法の改正に伴い労働性の高い非常勤特別職につきましては、一般の非常勤職員である会計年度任用職員へ移行することとなりましたので、当該規則につきましては廃止するものでございます。

次に、附則でございますが、本規則の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。 続きまして、第25号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令に つきまして御説明いたしますので、表紙番号3の2ページから4ページ、あわせまして、表紙 番号4、規則等新旧対照表の3ページから9ページを御覧願います。

第1条、石巻市教育委員会決裁規程の一部改正につきましては、教育総務課長、学校教育課長、学校管理課長及び体育振興課長の専決事項を定める別表に、職種ごとの会計年度任用職員の任免に関する事項を規定し、あわせまして文言の整理を行うものでございます。

次に、第2条、石巻市立小中学校栄養職員特別非常勤講師設置要綱の一部改正につきまして は、地方公務員法上想定していない雇用契約に基づく文言を整理することでございます。

次に、第3条、石巻市教育委員会職員のハラスメントの防止等に関する要綱の一部改正につきましては、対象職員を規定している任用条項を改めるものでございます。

次に、第4条、石巻市特別支援教育支援員の取扱いに関する要綱、第5条、石巻市定住外国 人就学支援員の取扱いに関する要綱及び第6条、学校図書館担当職員設置要綱につきましては、 法改正の趣旨を鑑み、当該職員は会計年度任用職員であることを明確にするため、新たに身分 に関する条項を規定するほか、引用条項を改めるものでございます。

また、地方公務員法上想定していない雇用契約に基づく雇用、解雇及び賃金という文言をそれぞれ任用、解任及び報酬に改めるほか、文言の整理を行うものでございます。

次に、第7条、石巻市教育委員会非常勤職員取扱規程及び石巻市教育委員会臨時職員取扱規程の廃止につきましては、制度の移行に伴い終了となる訓令を廃止するものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。 以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長(境 直彦君) ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、御質疑等はございませんでしょうか。

杉山委員。

〇委員(杉山昌行君) 単純な質問です。

会計年度任用職員は、要するに1年契約ということですか。

- 〇教育長(境 直彦君) 教育総務課長。
- ○委員(杉山昌行君) 学校の司書なども1年契約ですか。
- ○教育総務課長(石井透公君) そのとおりです。
- **○委員(杉山昌行君)** 分かりました。知りませんでした。
- ○教育総務課長(石井透公君) 毎年度公募によって試験を行いまして、それで、例えば同一人に対しては公募によらず引き続き選考ということもできまして、その場合については3回まで、要は3年間は任用することができるということになります。
- **○委員(杉山昌行君)** そうすると例えば、稲井小学校で3年勤めて、終わったらどこかの学校に転勤でということではなくて、その都度受けなくてはいけないのですか。
- 〇教育長(境 直彦君) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長(石井透公君)** あらためて受けていただいた上で、別の学校に転勤ということも考えられますし、引き続き勤務ということも考えられます。
- **〇委員(杉山昌行君)** そういうこともあるんですか。なるほど。分かりました。
- ○教育総務課長(石井透公君) 選考によって。
- ○委員(杉山昌行君) 選考によって4年目もありですか。
- ○教育総務課長(石井透公君) はい。必ず1か所に3年いなくてはならないということではなくて、毎年度更新の中での異動ということも考えられる。
- ○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。
- ○委員(阿部邦英君) 一ついいですか。

表紙番号の3の1ページ、第3条の件で、先ほど説明はありましたが、聞き逃したものですから。石巻市社会教育指導員設置規則は廃止すると、この件について御説明をお願いします。

- ○教育長(境 直彦君) 詳しく説明をお願いします。
- **〇教育総務課長(石井透公君)** では、もう一度読み上げます。

社会教育指導員設置規則の廃止につきましては、現在、社会教育に関する直接指導、学習相談及び関係団体の育成等の指導、助言を行うために非常勤特別職として社会教育指導員が任用されておりますが、法改正に伴いましては、こういった労働性の高い非常勤特別職については、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員への制度へ移行することとなりましたので、この

規則については廃止をして会計年度任用職員のほうでできるということです。

- ○委員(阿部邦英君) 分かりました。
- ○委員(杉山昌行君) もう一ついいですか。

ただの非常勤というのは、1年よりも期間が短かったりするということですか。会計年度の 臨時職員のほうが身分というか、しっかりした任用の仕方になっているという意味ですか。 その違いが分からない。

- 〇教育長(境 直彦君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(石井透公君) 非常勤特別職につきましては、今回の制度改正におきまして、専門的な知識、経験等に基づき助言、調査を行うという者に厳格化されるというところでの、特別職の非常勤の嘱託員、それから、先ほど申し上げましたとおり労働性があまり高くないといいますか、そういった方につきましてと、あと、これまでの臨時的な任用職員、要はパートの職員とかそういった方々が会計年度任用職員ということで、臨時的任用職員という制度も残されるのですけれども、そちらは例えば産休の代替職員ですとか、そういった欠員が生じた場合とか、そういう場合に厳格化されるということです。
- ○委員(杉山昌行君) 差別化されるということですね。分かりました。
- ○教育長(境 直彦君) 年度任用だから1年間は確実に任用される。
- ○委員(杉山昌行君) 保障されているという。
- **〇教育長(境 直彦君)** 病気休暇などで年度途中に勤務できない、そういう場合に臨時的任 用するというような区分けをして。
- 〇委員(杉山昌行君) 分かりました。
- ○教育長(境 直彦君) 年度任用は賞与もあるのですよね。
 定められた時間数勤務しないと支給対象となりませんが。
- **〇委員(杉山昌行君)** 分かりました。
- **〇教育長(境 直彦君)** ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○教育長(境 直彦君) よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ないようでしたら、第24号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う 関係規則の整備に関する規則及び第25号議案 会計年度任用職員制度移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。 (「はい」との声あり)

〇教育長(境 直彦君) 異議ありませんので、第24号議案及び第25号議案については、原 案のとおり可決いたします。

その他

○教育長(境 直彦君) 審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の方からございませんでしょうか。

(「はい」との声あり)

- ○教育長(境 直彦君) なければ、各課長方からございませんでしょうか。
 事務局次長。
- ○事務局次長(教育改革担当) (稲井浩樹君) それでは、新型コロナウイルス感染症対策に ついて御報告申し上げます。

お手元に資料を配布させていただいておりますので、そちらのほうお出しいただきたいと思います。

本日は、学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置について、それから、 社会教育体育施設の対応について御説明をさせていただきます。

まず、学校における教育活動関係につきまして、学校教育課長から御説明をさせていただきます。

○学校教育課長(川田知宏君) それでは、私から、学校教育における新型コロナウイルス感染症防止拡大のための措置について申し上げます。

資料のナンバー1を御覧ください。

この資料は3月24日に開催されました市の対策本部会議の資料となったもので、資料のナン バー2以降にあります文部科学省からの通知等を踏まえて作成したものでございます。

では、御説明申し上げます。

基本的な考えとしましては、臨時休業措置は、令和2年3月24日までとしまして、3月25日からの学年末及び学年始めの休業は通常どおりとしております。

未指導分の補充授業等につきましては、各学校、各学級によって異なることから、市において一律の時間等は設定せず、各学校において計画するものとしております。小学校1年生から5年生及び中学1、2年生、高等学校1、2年生の場合は、新年度になってから補充授業等を行う場合、4月中に実施するなど、できる限り早い時期に設定することが望ましいとしました。

また、学校の実態によりましては、学年末及び学年始休業日に登校日を設定し補習授業を行うことも可能としております。

小学校6年生の場合は、新年度になってから補充授業等行う場合は、学習状況について進学 先と十分情報を共有するなど、必要な補充学習について協議することとしました。また、学校 の実態により学年末休業日、明日で終わりですが、登校日を設定して補充授業を行うことも可 能としておりました。

いずれの場合におきましても、児童・生徒への学年末及び学年始休業における学習課題を吟味して補充授業の時間が必要最低限となるよう配慮するようにということを指示しております。

次に、部活動についてですが、3月25日から可能としましたが、長期間活動していないことから、活動量等を徐々に増やしていくなど十分配慮して行うよう指示しております。また、活動日には家庭で検温し、発熱している場合には参加を認めないこと、活動の前後手洗い、消毒、検温等感染防止対策を取ること、体育館等の密閉した空間での活動の際は換気をするなど十分配慮の上実施すること、対外試合の際は、感染拡大防止の対応等について相手校と協議の上実施することなど十分防止対策を取って実施するよう指示しております。

その他、保護者に対しましては、未指導分の補充授業の考え方と通知等により説明し、理解 と協力を得るよう各学校に指示しているところでございます。

以上で説明を終わります。

- 〇教育長(境 直彦君) 事務局次長。
- ○事務局次長(教育改革担当) (稲井浩樹君) それでは続きまして、私から、社会教育社会 関係施設の対応について御説明させていただきます。

資料スタンプナンバー3の資料を御覧ください。

本資料は、社会教育施設において行われるイベント、講座等の開催に対する考え方について、 去る3月19日に開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の情報をもとに最新の考え方 として、3月21日付けで文部科学省から示されたものでございます。

なお、各種スポーツイベント、それから各種文化イベントの開催に関する通知がスポーツ庁、 文化庁から発出されておりますが、内容は本資料と同じでございますので添付は省略させてい ただいております。

本件の詳細な内容につきましては、省略させていただきまして、社会教育社会体育施設の再 開等の対応のポイントを申し上げさせていただきます。

3ページの参考資料を御覧いただきたいと思います。

社会教育社会体育施設の再開等につきましては、ローマ数字のII、状況分析等の7、地域ご との対応に対する基本的な考え方を参照いたしまして、地域の感染状況に応じてその実施の判 断をすることになっております。

具体的には、アンダーラインの部分のとおり、感染状況が拡大傾向にある地域、感染状況が 終息に向かい始めている地域並びに一定程度収まってきている地域、それから、感染状況が確 認されていない地域という3つに分類されてございます。

これらのうち、現在、事務局といたしましては、3月31日まで休館となっております施設の 今後について、感染状況の確認されていない地域における感染リスクの低い活動から実施を想 定した検討を行っておりまして、先週3月27日には、各施設の所管課長及び所属長による課長 等会議を開催し、感染防止対策の徹底やイベント等の実施に係るチェックリスト等の確認と、 再開する場合の施設の利用範囲内の検討のほか、再開に係る施設利用に関する利用者への注意 喚起や利用上のお願いのチラシ、掲示物の作成に取り組んでいるところでございます。

ただし、施設の休館を継続するか再開等をするかの判断につきましては、本日、この後に開催されます本市の対策本部で協議される予定でございます。

なお、この間、県内で新たに感染者が発生いたしましたことや、3月28日の総理大臣の記者 発表において、今週再度、国の専門家会議を開催することが発表されておりますので、これら をどのように踏まえるのかも判断の重要な要素となってくるのではないかと思われます。

私からは以上でございます。

よろしいですか。

〇教育長(境 直彦君) 委員方から御質問等、ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

今日の5時からの対策本部会議で社会体育施設の方はどうなるか決定されるということです。 学校は予定どおり。ほかのところは4月8日からというところで進めております。

- **〇委員(今井多貴子君)** 学校について、授業の再開が予定どおりということは了解しましたが、これまでに未指導の分の補充授業をどこか行っている小・中学校はありますか。
- 〇教育長(境 直彦君) 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(川田知宏君)** 小学校1年生、5年生、中学校1、2年生及び高等学校1年 生につきましては、新年度に入ってからということを校長会等を通じて聞いております。

6年生につきましては、今、確実な情報ではないのですが、ある地域では中学校に行ってか

らの大変な負担を考えたときに、今年度、限られた時間しかないけれども、行いたいといって いた学校がありましたので、ただそれが、果たして行ったのかどうかということは未確認でご ざいましたので、そちらのほうは確認したいと思います。

○委員(今井多貴子君) 小学6年生の親御さんたちから出ている話です。例ですけれども、私の方の学区では、小学校3校から来て一つの中学校になっています。この場合、各学校で終わっている課程が異なるのを、どのようにして修正していただけるのか、全体で揃って新学期を始められるのか、全体のまとめを行っていないのでその辺をとても心配なさっている保護者の方々がいらして、それを、今ここで示された未指導分の補充授業で、お互いのすり合わせができるといいかと。これは是非。実際に新学期までにできるかどうかは、なかなか不安はあるのですが、どこかでする必要があるのかな、若しくは、小学1年生から5年生、それから中学1年生から2年生と、同じように新学期が始まってから授業の補充分を何とかその中で取れないかなと。

つまり、小学6年生の部分を中学1年生になってから行えるといいのかなと。すり合わせができていない分、子供たちによっては非常に不安に思っている地区があるということは……

- **〇教育長(境 直彦君)** おそらく中学校で行うとすれば、その小学校だけ放課後に行うと思います。
- ○委員(今井多貴子君) そうしていただけると。
- ○教育長(境 直彦君) 全部が一緒に行うということは、おそらく中学校ではないと思う。 文科省では土曜日に行っても構わないといっているくらいですから。これは中学校でどうに かしないといけない。そのときに、中学校の教員が果たしてできるかというそれもまた。

それと小学校の教員がどうするかということもあるでしょうし。そこのところは、その学校によって差があるので、教育委員会からは、一概に何時間取って行いなさいということはできないので、学校ごとの計画によって、ということです。あとは学校教育課で行ったか行わないか、どれだけ行うのかということは計画は作っておくようにといっていましたので。それは報告は来るかと思いますけれども。

- ○委員(今井多貴子君) ぜひお願いします。
- **○委員(遠藤俊子君)** 私は、小学校の場合だと、6年生よりも5年生の方を心配します。6年生だと2月で大体終わるのです。3月はほとんど習熟なのです。だから、習熟度が極められているかどうかの確認ができなかったということなので、6年生だと新学期になってからある程度チェックすれば、ここは少し行わなければいけないというのは分かると思う。5年生は学

習内容がとても多いのです。

大変だけれども、でも、震災後もそうやって何とか行ってきた先生たちの経験を生かして行ってもらえればありがたいなとは思います。

○教育長(境 直彦君) 臨時休業中の課題の出し方も工夫されていると思います。

その辺は小学校、各学校によって違うので。

その旨、後で報告できるようにしておいてください。

○委員(今井多貴子君) 各学校で違うということで、この休みの間の課題の出し方と内容が、 全然違うので驚いているのです。

1年生から5年生までと、あと中学校に上がる6年生の子供たちもですけれども。各学校によって、全てプリント学習になっていて、驚いたのは、そのプリント学習を渡されて、全部答えが付いているので、結局子供たちはやればいい主義なのです。答えを見てみんな写していますから。

ということは、学習にはなっていないのです、全然。単元が終わっていないのを、そのプリントで進めましょうということですけれども、全部答えが付いているので、ただ写しているという子も見受けられたので。ということはそんなものでしか判断がつけられないのかなということと、そうではない学校の対応もあったのです。

仙台の方なのですけれども。そういう子供たちはどうしているのかというと、答えの部分は 保護者が確実にここは押さえてくださいというようにしっかり対応ができている学校と、ただ そのまま渡してしまっていて、答えをただ写すという。学校によって随分差があるのだなとい うことも少し不安材料として残りました。

- **○教育長(境 直彦君)** 10年前は2か月そのような状況だったので、あれこれとは言えませんが。
- ○委員(遠藤俊子君) 今回思ったのは、ここまでは確実にやってくださいねという最低ライン、その線引きが、はっきりどの学校も徹底して行っていただければ、ある程度その辺までは教育委員会としても指示というか、できる範囲内でしていただければ、その格差についてある程度最低ラインだけは確保して、あとはその学校ごとと、それから、いろいろな事情を鑑みて、そして行うしかないのかなというような気がしたので、その最低ラインは確実に各学校に通知をお願いできればと思います。
- ○教育長(境 直彦君) ナンバー1よりさらに詳しい通知は出しておりますので。
- ○教育長(境 直彦君) ほかございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) ほかに課長方から。

学校教育課長。

○学校教育課長(川田知宏君) 私から、令和2年度のおにぎり大使派遣事業について御報告申し上げます。資料はございません。

おにぎり大使派遣事業は、石巻圏域の将来を担う青少年を海外、オーストラリアに派遣し、 国際化に対応できる人材を育成するため毎年行っているものです。

令和2年度のおにぎり大使派遣につきましては、オリンピックの開催に伴い例年より3週間遅らせ8月12日からの派遣を予定しておりました。しかし、派遣先のオーストラリアでは、3月20日以降オーストラリア人及び永住者とその近親者を除く全ての方々の入国ができなくなっております。このことから、本事業を担当しております石巻地区広域行政事務組合では、今年度の事業を中止する方向で検討しているとのことでした。本市教育委員会としましても、広域行政事務組合の事業中止の判断はやむを得ないものとして方針に同意したいと考えておりますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の予定としましては、広域行政事務組合が2市町、東松島市、女川町、本市含めた2市1町各教育委員会の意見を取りまとめ、4月初旬に方針を決定し、理事長説明を経て事業実施、中止を決定するとのことでございます。学校に対しては、4月の校長会議等にて広域行政事務組合職員から事業中止について周知するという方向で進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○教育長(境 直彦君) 4月の2週目辺りに各2市1町で校長会議があり、その時点までに 広域行政事務組合から説明をするということです。

ここ1、2週間までには決定するものと思います。

〇教育長(境 直彦君) そのほかございませんか。

(発言する者なし)

〇教育長(境 直彦君) 課長方からないですか。

(発言する者なし)

○教育長(境 直彦君) では、事務局からお願いします。

〇事務局(星 憲君) 次回4月の定例会につきまして、お知らせをいたします。

4月の定例会につきましては、4月30日木曜日、午後1時30分から開催する予定でございます。場所につきましては、市役所本庁舎4階、庁議室において開催いたします。よろしくお願いいたします。

〇教育長(境 直彦君) 以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 3時30分閉会

教 育 長 境 直 彦署名委員 今 井 多貴子